

どうして凍結解除したのか

その結果、昨年8月25日に特別委員会正・副委員長ならびに正・副議長の4人の皆さんから、3項目について口頭により申し入れがありました。その申し入れの内容は、

- ①庁舎建設予定地の花房中部2期地区畑地帯総合整備事業地内では、合併特例債を利用した計画は無理であること
- ②庁舎建設予定地は事業推進を行った経緯からして、公共用地として市が買上げること
- ③庁舎などの財源計画は、合併特例債を充てることで総合的に検討すること

以上の3項目で、これらの内容を検討するため、「一時凍結の解除」を要望する旨の申し入れでございました。

私としましては、市民の代表である議会の総意による申し入れにつきましては重く受け止め、熟慮を重ねました結果、一時凍結の解除を行い検討するこ

とを判断しました。そのことを昨年8月31日の第3回議会定例会開会日の冒頭で申し上げます。

新庁舎建設の凍結解除表明後は、早速市民の皆さまの意見を聞く必要があることから、各地区に設置してあります地域審議会への経過説明と意見聴取を行ってまいりました。また、区長協議会の役員さんや会員の皆さまにも説明を申し上げ、意見を伺ったところでございます。

市民の皆さまに対しましては、広報きくち平成23年10月号やホームページに掲載してお知らせしてまいりました。

このような経緯を踏まえ、多くの意見を伺った中から最終的に三つの案を昨年10月21日開催の第6回庁舎等検討特別委員会に提示させていただき、議員の皆さまからご意見をお聞きした次第です。その案とは、

案1 本庁舎の耐震工事とエレベーター設置・トイレ改修工事ならびに支所の耐震工事や

改修工事を行う。

案2 本庁舎の耐震工事に併せてエレベーター設置、トイレ改修に加え、外壁、屋根、サッシ、内部改修などのリニューアルを行う。また、構造耐震指標（IS）による緊急度ランクの高い第2庁舎（緊急度ランク3）、中央公民館を含む第3庁舎（緊急度ランク4）および第4庁舎を統合し、職員配置を考慮し不足する面積を増築する。ならびに支所の耐震工事や改修工事を行う。

案3 新たな候補地を選定し、新築する。ならびに支所の耐震工事や改修工事を行う。以上の3案を提示いたしました。

他に代案はなかったのか

市議会、地域審議会、区長協議会の皆さまに3案を説明する中で、これ以外にも案があれば、ご提示いただきたい旨をお願いしてまいりました。

本庁舎につきましては、昨年

3月の東日本大震災や最近本市で多発しております地震の時、市民の皆さまも危険や恐怖を感じられたことと思いますが、防災・災害時の活動拠点としての重要性を再認識しております。

現本庁舎の耐震補強は、耐震診断の結果からも早急に実施する必要があります。そのため、耐震補強工事の実施設計に着手しております。また、庁舎などの整備に伴う将来の財政負担や花房中部2期地区畑地帯総合整備事業による用地取得の見通しを推察し、総合的に判断する必要があります。

今後の新庁舎整備（方針）はどうなるのか

このようなことから提示しました三つの案および代案の中から、議員の皆さまや庁内の新庁舎建設等検討委員会の意見、ならびに多くの市民の皆さまのご意見を総合的に判断し、慎重に

合併特例債の活用を検討

現本庁舎の耐震補強・増改築を基本に

検討しました結果、昨年11月4日開催の第7回庁舎等検討特別委員会におきまして整備方針を表明させていただきました。

案1は、緊急な課題であります本庁舎の耐震補強工事を実施しますが、現在の総合支所方式を維持するもので、合併の目的であります本庁方式による経費の節減と事務の効率化につながらないと考えられます。

案2は、本庁舎の耐震補強工事を生かしながら、施設の集約を図り、本庁方式に対応できる整備方法であり、総事業費を抑え、財政負担が少なく済む方法であると考えられます。

案3は、現在推進中の花房中部2期地区畑地帯総合整備事業地内に公共用地として約7・3畝を取得することとしており、新たな用地を購入しての建設は、市民の皆さまの理解が得られるのか。また、建設する場所にもよりますが、上・下水道、アクセス道路、排水などのインフラ整備を含めた総事業費を考

慮した場合、3案の中では、後年度の財政負担が一番多くなると考えられます。

以上のような理由から、3案中、多くの議員の皆さまからも賛成の意見がございました。案2の本庁舎の耐震ならびにリニューアル工事に併せ、分散している第2庁舎、中央公民館を含む第3庁舎および第4庁舎を統合し、本庁方式とした時の職員配置を考慮し、不足する面積を増築する方向で進めることと判断しました。

庁舎などの整備方針を表明しましたので、各地区に設置してあります地域審議会へ判断に至った経過報告と説明、市民の皆さまには広報きくちとホームページにおいて周知をさせていただきました。また、要請に応じて出前講座などにより説明をしてまいったところであります。

さらに、限られた期間内で、今回表明しました方針に基づいた整備を行うためには、基本構想・基本計画の策定が緊急であ

ります。そのため予算が必要であり、昨年11月24日に議会臨時会を招集しまして、予算の審議をお願いし、多くの議員の皆さまの承認（同意）をいただきました。現在は、委託業者が決定し、整備方針に基づいた資料の収集・検討を進めているところです。

終わりに

最近の状況としまして、新聞報道などでご覧になられたかと存じますが、泗水地区における「分離独立」を求める運動が報道されました。市としましては、市民の皆さまに不安や誤解を与えないように正確な情報を伝えるために、「泗水をよくする会」に説明会開催の申し入れを議長と共に2度会長宅を訪問し依頼しました。また、各地区区長協議会会員の皆さまにも、順次説明会を開催してまいります。

市議会においても、今回の運動には議員23人のうち19人の議

員の皆さまから、議会での議論の経過を報告する場を設けていただこうように申し入れがなされています。しかしながら、「泗水をよくする会」から市と議会へ回答があり、申し入れた説明会の開催については、お断りがありました。市民の皆さまに対しては、これまでの経緯を正確にお伝えすべきと思ひ、改めて広報きくち3月号とホームページに掲載させていただいた次第です。

「泗水をよくする会」の運動の趣意書で「首長独自の判断により一方的に庁舎建設を現在地と」とありますが、これまで申し上げてまいりましたとおり、度重なる議会の審議や地域審議会、区長協議会への説明、意見聴取、さらには市民の皆さまへ広く広報紙などお知らせしてまいりました。決して市長独自で進めてきたものではありません。

市民の皆さまのご理解をよろしくお願い申し上げます。